

平成 25 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果（案）

平成 26 年 1 月 20 日

行政改革推進会議

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものと考えられる。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）では、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し（以下「本部決定」という）、

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること

により、政府全体として調達改善の取組を推進することとした。

今回、各府省庁において、平成 25 年度調達改善計画の上半期自己評価が実施、公表されたところ、行政改革推進会議では、調達改善等に関して具体的かつ個別の調査審議等を行うために立ち上げた歳出改革ワーキンググループの

- ・秋池 玲子 委員
- ・有川 博 委員
- ・石堂 正信 委員
- ・小幡 純子 委員

に参画いただき、各府省庁の自己評価結果の点検を実施した。

## 1. 自己評価の実施状況

各府省庁による平成 25 年度調達改善計画の上半期自己評価の実施に当たっては、本部決定等において、各府省庁は、調達改善計画に記載した全ての事項について

- ・実施した取組内容及びその効果
- ・目標の進捗状況
- ・実施において明らかになった課題
- ・今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

を盛り込んだ自己評価を実施することとし、その自己評価結果について、調達改善に知見を有する外部有識者に十分に説明した上で意見を求め、その意見と今後の対応を自己評価結果と併せて公表することとされている。また、各府省庁の平成 24 年度調達改善計画の年度末自己評価結果を点検し、平成 25 年 8 月に取りまとめた「平成 24 年度調達改善の取組に関する点検結果」において、自己評価の更なる充実に関して指摘を行っているところ、これらを踏まえ、各府省庁の自己評価結果の点検を実施した。

### (1) 取組内容、取組の効果及び目標の進捗状況の判定に関すること

各府省庁ともに、平成 25 年度調達改善計画に記載した全ての項目について、実施した具体的な取組内容ごとに、その取組の効果や成果を可能な限り定量的に把握し、それに基づいて目標の進捗状況の判定を行っており、平成 24 年度調達改善計画の年度末自己評価結果に比べ、取組の効果や目標の進捗状況の把握がより適切に実施されていた。

特に、それぞれの取組の前年度の上半期の実施状況と定量的に比較を行い、取組の効果や成果を把握している事例があった。

一方、平成 24 年度調達改善計画の年度末自己評価結果に比べて少なくなっているものの、取組の効果に関する記載が具体的でなく、目標達成の判定の根拠が不明確な事例もあった。

### (2) 目標の進捗状況に関する分析及び今後の対応に関すること

各府省庁ともに、平成 25 年度調達改善計画に記載した目標の進捗状況を把握した上で要因分析を行い、今後の調達改善計画の実施等に反映すべきことに関する記載を行っていた。

特に、目標に対して適切な進捗となっていない取組や、単価が上がってしまうなど逆の効果が現れた取組に対して、その要因を分析した上で、今後の対応を決定している事例があった。

一方、平成 24 年度調達改善計画の年度末自己評価結果に比べて少なくなっているものの、進捗状況に関する要因分析の記載がないまま、今後も引き続き実施することとしている事例もあった。

(3) 自己評価における外部有識者の関与に関すること

各府省庁ともに、外部有識者に説明を行った上で意見を聴取し、その意見に対して、具体的な対応策等を講じており、平成 24 年度調達改善計画の年度末自己評価結果に比べ、自己評価における外部有識者の関与がより適切に実施されていた。

2. 調達改善の実施状況

国の調達に係る契約金額は、平成 24 年度において、合計で 7.4 兆円となっており、各府省庁においては、それぞれの調達の実態に応じた様々な調達改善の取組が実施されている。また、平成 24 年度から開始された調達改善計画に基づく調達改善の取組は、地方支分部局においても対象範囲を徐々に拡大してきている。

【国の契約金額の推移】

(兆円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.4

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

次の(1)から(4)において、全府省庁で共通して重点的に取り組むこととしている分野(随意契約・一者応札となっている調達、汎用的な物品・役務の調達)を中心に、平成 25 年度上半期における各府省庁の調達改善の実施状況の点検を実施した。

(1) 随意契約となっている調達

① 実施状況

随意契約については、これまでも各府省庁において、より競争性の高い契約への移行のための取組を実施しており、競争性のない随意契約の調達全体に占める割合は、平成 17 年度に比べると大幅に低下しており、近年はそのままの水準で推移しているところ、その取組は着実に進展していると考えられる。

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、必要に応じて外部有識者も関与し、個別案件ごとに随意契約としなければならない理由の審査、より競争性の高い契約への移行の可能性について事前・事後の検証を実施する取組等が引き続き実施されている。

【国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（契約金額）】 (%)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
46	36	27	22	22	21	20	18

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達最適化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

なお、少額な契約（予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造に係る契約等）についても、事務負担等を考慮し、会計法で随意契約によることのできるものの、各府省庁において、調達コストの節減や競争性の向上に向けた取組が図られている。

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、オープンカウンター方式<sup>1</sup>による見積り合わせ、複数案件をまとめた上で一般競争入札を実施するといった競争性を高める取組や、提示された見積価格に対して価格交渉を実施することで経費節減を図るなどの取組が引き続き実施されている。

② 実施において明らかとなった課題等

上記①のとおり、各府省庁において、安易な随意契約とさせないための取組が引き続き適切に実施されており、会計法令等の適用要件に合致しない随意契約は、これまでにほぼ排除されているものと考えられる。また、少額な契約についても、オープンカウンター方式を導入したり、価格交渉を実施したりする府省庁が増えるなど、コスト意識を持った調達が行われている。

(2) 一者応札となっている調達

① 実施状況

一者応札となっている調達については、これまでも各府省庁において、競争参加者を増やすための各種の取組が実施されており、一般競争入札に

<sup>1</sup> オープンカウンター方式とは、発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式。

おける一者応札の割合は減少してきている。

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、前回一者応札となっている案件等について、必要に応じて外部有識者も関与し、競争参加資格や仕様の見直し、公告期間の延長等の改善策が引き続き実施されている。

【一般競争入札における一者応札の割合（契約件数）】 (%)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
33	32	27	25	25	27

出典：公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

## ② 実施において明らかとなった課題等

上記①のとおり、各府省庁において、一者応札となっている調達について競争参加者を増やすための取組が引き続き適切に実施されていることに加え、メールマガジン等を活用し、調達情報の発信を強化する府省庁が増えるなど、更なる改善策の導入が進んでいる。こうした取組により、事業者から、以前より入札に参加しやすくなったとの声も出ている。

一方、一者応札となっている調達については、事業ノウハウの蓄積や採算性、事業の特殊性等の面から、様々な改善策を講じても、結果として一者応札となってしまう案件もある。このような状況においても、一般競争入札を実施し、結果として一者応札が継続してしまうと、価格の高止まりや調達に係る不要な事務量の増加等の弊害が生じる懸念がある。

これに対し、内閣官房・内閣府においては、仕様の見直しや公告期間の延長等の様々な改善策を実施した上で、複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し改善が見込めない案件については慎重に検討の上、公募による随意契約に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施することとしているところ、平成 25 年度上半期においては、3つの案件を公募による随意契約に切り替え、価格交渉により約 200 万円の経費を節減している。また、防衛省においては、防衛装備品等の調達において、外国政府の許可を要するライセンス生産等に準ずる調達など、随意契約によらざるを得ない契約を類型化しつつ、当該契約について、新規参入が可能である旨を常続的に公示するという制度を平成 25 年 10 月から新たに導入している。

会計法令等の適用要件を踏まえ、事前・事後の検証等によって安易な随意契約とならないよう留意するとともに、このような取組を行うことは、価格の高止まりや調達に係る不要な事務量の増加等を防ぐという観点から

必要であると考えられる。

### (3) 汎用的な物品・役務の調達

#### ① 実施状況

共同調達については、平成 23 年度から、霞が関周辺に所在する全府省庁を 6 つのグループに分けて、府省横断的な共同調達を実施しており、平成 25 年度 7 月時点の対象金額は全体で約 11 億円となっており、対象品目等は次第に拡大してきている(平成 23 年度の対象金額は約 7 億円。参考 5 参照)。さらに、地方支分部局における共同調達については、平成 22 年度においては 77.6%の機関での実施となっていたところ、平成 24 年度においては 92.9%の機関で実施されており、共同調達が可能な範囲では、その取組が浸透してきているとの意見があった。

また、共同調達の拡大のほかに、各府省庁において、発注単位の集約化、納入場所の削減、調達数量・種類の見直しやインターネット取引の導入など、経費節減に向けた取組が引き続き実施されている。

#### ② 実施において明らかとなった課題等

上記①のとおり、各府省庁において、共同調達の対象品目等の拡大や地方支分部局における共同調達の拡大等が実施され、汎用的な物品・役務の調達についても、改善に向けた取組が実施されているところではあるが、更なる拡大の余地や課題等について検討を行う必要があると考えられる。

一方、汎用的な物品・役務の調達に関する調達改善の取組については、例えば、配送先を集約するといった取組において、調達費用の節減にはつながるものの、調達に係る事務量が増加する、地方支分部局における共同調達の拡大において、共同調達による需要・配送先の増加等に対応できる事業者が少なく、結果として競争性が低下するといった影響が生じるものもあるという意見もあった。

### (4) その他の調達改善の取組

#### ① 情報システムの調達における取組

各府省庁の調達全体の中で比較的大きな規模となっている情報システムについては、平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、CIO 補佐官などの外部有識者を活用するなどの取組が引き続き実施されている。

なお、経済産業省では、情報システムのユーザーである職員のニーズをより一層的確に反映した基盤情報システムの実現を目指し、情報システム部門、会計担当部署、業務改善担当部署及びユーザーである職員をメンバ

一とする「基盤情報システムWG」を設置するといった取組が実施されている。

#### ② 国庫債務負担行為の活用

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、上記①の情報システムの調達、複数年に及ぶ公共工事などで、国庫債務負担行為を利用した複数年契約の活用が進められているところ、単年度契約から国庫債務負担行為を利用した複数年契約とすることで、経費の節減につながった事例も見られた。

#### ③ 旅費業務の効率化

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、チケット手配等業務のアウトソーシングによる事務コストの節減や、パック商品の拡大等による旅費の効率的な活用といった取組が積極的に実施されている。

なお、経済産業省においては、チケット手配等業務のアウトソーシング契約について、複数年契約（2年間）を締結することで、事務コストの節減だけでなく、事業者側が中長期的な展望に立って事業計画を立案することができるようにするといった取組が実施されている。

#### ④ クレジットカード決済の活用

平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、水道料金のクレジットカード決済やインターネット取引による調達等に活用され、事務コストの節減等が図られている。

なお、クレジットカード決済については、クレジットカード会社の切替のタイミングにおいて、様々な事務手続が発生することなどを踏まえ、更なる利活用の促進に向けて、引き続き検討を行っていく必要がある。

### 3. 総括

(1) 各府省庁の平成 25 年度調達改善計画の上半期における自己評価は、上記 1 のとおり、平成 24 年度調達改善計画の年度末における自己評価に比べてより適切に実施されていると評価できる。

一方、上半期の実施状況の自己評価ということで、実施した取組内容、取組の対象範囲、取組の効果などを定量的に把握できなかったものについては、年度末の自己評価に向けて、定量的な把握に努め、より実効性のある自己評価とする必要がある。



(2) 平成 25 年度上半期においても、各府省庁において、上記 2 のとおり、それぞれの調達の実態等を踏まえ、他府省庁の取組を参考にするといった創意工夫を積み重ねながら、競争性の向上による経費の節減など様々な調達改善の取組が実施されている。

調達改善の取組は短期的に効果が出るものではなく、継続して取り組んでいくことが重要であるところ、下半期においても、各分野における調達改善の取組を実施していく必要がある。

(3) これまでの調達改善の取組について分析・検証を行い、そこで洗い出された問題点や新たな課題等を踏まえ、平成 26 年度以降の調達改善の取組を推進し、政府全体として改善を図っていく必要がある。

また、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等を共有化・標準化し、政府全体としてより有効に活用して、調達改善の取組を更に強力に推進していくためには、各府省庁の会計実務担当者同士の情報交換や認識の共有等が必要であると考えます。したがって、行政改革推進本部事務局において、各府省庁の効果的な取組事例や調達における課題等に関して、各府省庁の会計実務担当者で意見交換等を行える環境整備について検討していくこととしたい。

## 各府省庁における調達改善の主な取組（案）

## 1. 随意契約となっている調達の改善

## 【内閣官房・内閣府】

- 平成 25 年度に随意契約を締結する全案件（少額随意契約を除く。）について、契約の相手方が明確に一者に特定されるものであるか等について、引き続き、随意契約審査委員会による審査を行っているところ。発注条件の見直し等により一般競争入札又は公募へ移行できないかの検討を行い、上半期において、遺棄化学兵器廃棄処理事業関係案件の 1 件を特命随意契約から公募方式に移行した。
- 随意契約によらざるを得ない案件であっても、価格交渉を実施することとし、平成 25 年度上半期において 116 件の随意契約案件を対象に価格交渉を実施し、うち 70 件について 1 億 9079 万円の削減効果（当初提示額の 3.2%）があった。
- 少額随意契約について、ホームページの「調達情報」に案件を掲載し、上半期 17 件のオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。

## 【内閣法制局】

- 少額随意契約であっても複数者からの見積りにより安価な業者と契約した。

## 【宮内庁】

- 宮内庁随意契約審査委員会において、これまで競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査した。
- 地方支分部局を含め、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経なければならず、平成 25 年度上半期において、1 件の審査を行い、合理的な理由等を審査した。

## 【公正取引委員会】

- 複合機の調達は、原則リースとし、保守業務について特命随意契約から競争性を確保した調達に可能な限り変更したことにより、前年度の平均契約単価と比べて、モノクロ印刷は 0.6 円（約 54.4%）、カラー印刷は 7.3 円（約 63.3%）の削減効果があった。
- 競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において公正取引委員会における審査基準により検証を行うこととしている。

## 【警察庁】

- 会計課と担当課職員からなる特定調達契約審査委員会を平成 25 年度上半期で 5 回開催し、地方支分部局を含む警察庁全体で 44 件に上る政府調達案件かつ随意契約を行うおうとする全案件について審査を実施し、適正な運用を図った。また、警察庁会計業務検討会議を設置し、外部有識者から、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対して意見を頂く機会を設けている。
- 以前には少額随意契約で実施していた印刷物の調達について案件を集約し、一般競争

<p>入札とした結果、同様の取組を行った前年度比で 0.64%のコストが削減された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 25 年度随意契約 120 件のうち 17 件については、業者参入を促すため公募公告を実施した。</li> <li>○ 前年度まで個々に少額随意契約で行っていた情報システムの操作方法についての 8 講習会を取りまとめて一般競争入札にしたことにより、前年度比 1.65% (43,470 円) の減額となった。</li> </ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 25 年 9 月末からオープンカウンター方式を導入した。今後、より多くの業者に見積書を募ることにより、更なる競争性、公平性、透明性が確保され、かつ経費の節減が期待できる。</li> </ul>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討した。平成 25 年度上半期においては 5 回開催し、24 件の審査を行った。</li> <li>○ 印刷について、実施時期の調整を行うことにより、一括調達を推進した。前年同期比で 40 万円の増となったが、印刷製本の数量が増加したことによる。</li> </ul>
<p><b>【復興庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随意契約 42 件のうち、特命随契は 36 件であったが、その内容は被災地に立地する事務所等の借上げや地方公共団体との契約であった。</li> </ul>
<p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争性のない随意契約案件について、会計課及び担当課において競争性のある契約への移行可否の検討、一者しか対応できないことの確認（公募の結果など）を行うことで、随意契約の要件を満たしていることを検証している。</li> <li>○ 調査研究事業に係る契約は、一般競争入札を原則とすることとし、平成 25 年度上半期での契約件数（107 件）のうち、106 件で一般競争入札を実施した。公募となった 1 案件については、公募によらざるを得ない理由を担当課から会計課がヒアリングすることで検証し、次回以降の契約に役立てることとしている。</li> </ul>
<p><b>【法務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争性のない随意契約として調達してきた案件について、仕様の見直し、随意契約の理由・必要性等について精査し、妥当性の審査を実施した。取組の結果、随意契約となった調達件数が前年度同期比で 27 件（約 12%）減となった。</li> <li>○ 少額随意契約案件について、契約方式を見直した上、物品購入等に係る 14 件を一般競争入札に移行した。</li> </ul>
<p><b>【外務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部監査等において、競争性のない随意契約の見直しを引き続き行う。また、随意契約によらざるを得ない契約でも、価格交渉や情報システムにおける C I O 補佐官の助言等を活用して経済性を確保し、契約監視委員会における事後検証も実施している。</li> </ul>

### 【財務省】

- 新たな契約で競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に限定列挙された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が監査の一環として、審査・決裁することで、適正な契約の確保が図られた。
- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件は一般競争入札（10件）又はオープンカウンター方式（93件）を実施した。

### 【文部科学省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件に関する取組として、競争性のない随意契約を行う省内全ての案件（少額随意契約を除く。）を対象に、個別案件ごとに調達手続前の内部監査により、「真にやむを得ない案件かどうか」の観点で事前検証を実施している。また、事後検証に関する取組として、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行い、個別案件単位でリストを作成し、結果を公表することとしている。

### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する1000万円以上の競争入札案件及び500万円以上の随意契約案件（全280件）に対して、100件の指摘をし、随意契約から一般競争入札等より競争性のある契約形態への移行したものが10件、29百万円の削減効果が生じた。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格250万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格100万円を超える物品・役務の契約済案件（694件）から抽出された案件（20件）を対象に事後審査を実施し、次回の調達に向けての指摘や指導を行った。
- 本省及び地方施設等機関（26箇所）で平成24年度随意契約案件（683件）を対象に会計事務監査指導を実施し、一般競争入札への移行（3件）、随意契約によらざるを得ない案件についても価格交渉の実施（96件）などの指導を実施した。また、平成24年度一者応札等の案件（407件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して231事項の指導を実施した。
- 公共調達委員会の審議対象とならない案件（本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する1000万円未満の競争入札案件及び500万円未満の随意契約案件）について、専門の職員2名を配置し、23の地方施設等機関の調達担当職員に対して調達に係る717事項の個別指導を行い、調達担当職員の調達改善に向けた意識の醸成を図った。

### 【農林水産省】

- 会計課職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に764件（本省225件、地方539件）の事前審査を実施した。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約（不落随意契約を含む。）を対象に第1四半期分として40件（本省7件、地方33件）の事後審査を実施

した。

- 随意契約及び一者応札を監査事項として 23 箇所の地方支分部局で内部監査を実施した。

#### 【経済産業省】

- 平成 25 年度の上半期随意契約（少額随意契約を除く。）の全案件について、官房会計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図っている。その結果、これまで随意契約（企画競争等）であった 2 件が一般競争入札に移行した。
- 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務等について、随意契約であっても個別に価格交渉を実施するように会計課から調達担当課室に指導している。
- 家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を導入し、より安価な調達を実施可能とした。内閣府及び財務省と検討した実施手順により、平成 25 年度上半期において、外付け HDD の調達に際して、インターネット取引を実施し、定価が 20,800 円／台のところ、12,286 円／台で調達することができた。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンター方式による調達により、平成 25 年度上半期は印刷等の調達を 769 件実施し、平均 6.7 者／件の見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。

#### 【国土交通省】

- 平成 25 年に随意契約を締結する案件（1,520 件、332 億円）を対象に、競争性のある契約への移行について事前検討を行い、移行できない理由等の区分をより明確に整理し、結果について半期ごとに公表を予定している。また、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件（147 件、22 億円）を対象に、その理由が「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に列挙された理由に該当しており、競争性のない随意契約となるのはやむを得ないことを確認した。
- 平成 25 年度会計監査実施計画に基づく重点監査事項として 34 部局に対し内部監査を実施し、54 件の競争性のない随意契約のうち 52 件が適正と判断され、2 件が不適正なものと判断された。不適正とされた案件については、来年度以降同様の契約の際における事務効率化に留意しつつ、競争性を確保した契約への移行の検討等を指導した。

#### 【環境省】

- 少額随意契約を除く全ての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。取組の結果、1 件について参加者確認公募に、6 件について一般競争入札に移行した。

**【防衛省】**

- 会計課内に適正な執行のための部内検討グループを設置し、随意契約の必要性を精査した上で調達を実施している。
- 少額随意契約基準を法令よりも低額に設定し、競争入札を促進している。

## 2. 一者応札となっている調達改善

### 【内閣官房・内閣府】

- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については慎重に検討の上、公募による随意契約に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施することとしているところ。平成 25 年度上半期に移行した案件数は 3 件あり、価格交渉による経費削減額は約 200 万円となった。
- 競争参加者確保のために、調達予定案件の定期的公表や公告期間の延長、参加要件の緩和等の具体的発注条件の見直し、過去の成果物等の提示、不参加事業者へのアンケートの実施、参入可能者の把握のための市場価格調査等各種の取組を実施した。取組の結果、平成 24 年度一者応札案件（平成 25 年度も継続のもの）126 件のうち 24 件が複数者応札に改善した。
- 防災関係経費については、公示開始日の前倒し、仕様書の明確化や発注予定の事前公表等の対応を行い、平成 24 年度一般競争入札の一者応札案件 11 件（平成 25 年度の継続案件のみの件数）のうち 6 件が複数者応札に改善した。
- 平成 25 年 8 月から調達情報に関する「メールマガジン」の発行を開始した。メールマガジンは、ホームページに新規調達内容を掲載した翌日に、登録者へ配信している（平成 25 年 9 月末日現在におけるメールマガジン購読登録者数 167 名）。

### 【内閣法制局】

- 一者応札の調達案件について、入札仕様書等を取り寄せたが応札しなかった理由等について、当該事業者から意見聴取を行ったが、一者応札となった理由が直ちに判明したわけではない。したがって、引き続き、意見聴取を行うとともに、解消方法の検討に努める。

### 【宮内庁】

- 公告日から入札日までの期間を、調達金額の大きい物品役務の契約案件 6 件について、試行として開庁日 12 日間以上とした。
- 入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを、各部局会計担当者が重点的に精査した。取組の結果、一者応札案件の割合は、平成 24 年度上半期 11% から平成 25 年度上半期 9% に減少した。

### 【公正取引委員会】

- 入札不参加者に対してヒアリングを実施し、入札不参加の理由を聴取し、次回の入札に反映させる枠組みを整備した。

### 【警察庁】

- 入札不参加者へのアンケートを実施した結果（アンケートは入札説明書と一緒に配布し、後日 F A X にて回答するという形式）、要望が多かった「入札公告期間の延伸」について法令上 10 日間となっている期間を原則 15 日まで延伸するように運用を変更した。その結果、アンケートにおいて入札公告期間の延伸希望が平成 24 年度は 9% であったが、平成 25 年度上半期は 5% と減少した。このような取組を含め、新規業

者の参入を促進した結果、平成 24 年度上半期において一者応札だった案件 72 件のうち、平成 25 年度上半期においては、5 件が複数者応札に移行した。

#### 【金融庁】

- 一者応札案件について、「一者応札等事後調査シート」を作成して、応札不参加者から理由等を聴取・分析し、次期調達の際の仕様書に反映させることを可能とした。また、平成 25 年度上半期の発注見通しについて、5 月にホームページへ掲載した。
- 平成 25 年度上半期における一者応札件数は、平成 24 年度上半期の 32 件（39.5%）から 29 件（34.5%）へ減少した。

#### 【消費者庁】

- 会計部門において入札参加資格の緩和、入札時期の見直し、調達方法の変更といった仕様の見直しを行ったところ、前年度と同種の調達において一者応札が 3 件改善され、約 4750 万円の削減がなされた。
- 電子商取引モニタリング事業において市場化テストを実施したことにより一者応札が改善され、3822 万円の削減効果となった。
- 一者応札となった調達においては、要因分析の一環として事業者向けにアンケートを実施したところ、2 件の回答を得た。

#### 【復興庁】

- 一者応札となった 4 案件について、仕様書を請求した業者に対し入札に参加しなかった理由等を確認したところ、業務に当たる人員を確保できなかったなどであることが分かった。

#### 【総務省】

- 一般競争入札の実施に当たっては公告期間を 20 日間以上確保すること、一般競争入札の結果として一者応札となった案件については入札説明会に参加したが応札しなかった業者に理由を把握することで、一者応札の改善に努めている。

#### 【法務省】

- 一者応札となっている案件について、業者からのヒアリングを行うなど、その要因を分析し、仕様の見直し、仕様の明確化、公告期間の十分な確保及び履行期間の十分な確保等の競争性向上に向けた取組を実施した。取組の結果、一者応札となった調達件数が、前年度同期比で 12 件（約 10%）減となった。

#### 【外務省】

- 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象とした事業者へのヒアリング等の要因分析による改善のほか、平成 23 年度、24 年度と連続して一者応札（応募）となった案件を対象に、案件ごとに一者応札となった要因を分析し、資格要件の緩和、事業単位の細分化により、平成 25 年度上半期に契約を締結した 33 件のうち 2 件について一者応札が解消された。



### 【財務省】

- 公告期間の十分な確保、同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて、相互に入札情報をリンクさせることによる入札の情報提供の場の確保、業務等準備期間の十分な確保、事業者等からの聴取り結果による仕様書の見直し等の取組を行い、一者応札となっている調達改善を図った。取組の結果、52件の一者応札案件が複数者応札に改善された。

### 【文部科学省】

- 公益法人が2年連続して受注している案件について、年度当初に個別案件単位での一者応札・応募の改善方を策定し、内部監査（会計書面監査）により事前検証を行った。また、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行い、検証後は、個別案件単位でリストを作成し、結果を公表することとしている。

### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する1000万円以上の競争入札案件及び500万円以上の随意契約案件（全280件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が19件解消した（削減効果120百万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格250万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格100万円を超える物品・役務の契約済案件（694件）から抽出された案件（20件）を対象に事後審査を実施している。

### 【農林水産省】

- 事前審査に関する取組として、会計課職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札となった案件を重点に案件1,899件について、発注手続前に応募要件や仕様書等の内容について事前審査を実施した。
- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局を含む。）のうち、第1四半期分として102件の事後審査を実施した。
- 調達情報のメールマガジン配信（本省：12,649者登録、516件配信）や本省の入札情報のホームページに、リンク先として地方支分部局の入札等の情報を掲載し、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。また、5地方支分部局でもメールマガジン配信を導入している（約3,700者登録）。
- 入札不参加業者へのアンケートを実施し改善策を検討した（335件）。

### 【経済産業省】

- 平成24年9月に策定した「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づき、  
①入札前の自己点検（前年度一者応札案件について、担当課室が改善策を策定し、実施状況等を当該担当課室長が確認）、  
②開札後～契約前の内部点検（一者応札かつ高落札率案件について、入札手続等の妥当性等を各部局の筆頭課長等が確認）、  
③契約

後の２段階の外部点検（②かつ同一者連続落札案件について、監査法人及び契約評価監視委員会が審査を実施）からなる点検プロセスを手順化して、その解消に取り組んでいる（公告前にセルフチェックリストを作成した 171 件のうち 57 件が複数者応札となり、前年度に外部有識者に審査依頼したもので平成 25 年度も事業を実施した 74 件のうち 13 件が複数者応札となった。）。

- 入札参加者拡大のための措置として、競争参加資格要件について、資格の等級が「B」又は「C」であるときに上位及び下位のそれぞれ 1 級の等級にある者を参加できるようにした。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は 25,629 名、ツイッターのフォロワー数は 54,687 名となっている。
- 旅費のアウトソーシングの契約を複数年契約とすることで、公募手続きに係る負担軽減のみならず、事業者側が中長期的な展望に立った事業計画の立案が可能となる。

#### 【国土交通省】

- 平成 24 年度の取組を活用しつつ、全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前措置を実施した。事前措置の実施に当たっては、実施した事前措置の内容、原因分析の手法、今後の課題等と、一者応札となった原因を詳細に分析した上で個票に取りまとめ、今後の調達に資するとともに、ホームページ上に公開することとした。高額案件（3 億円以上）については、昨年度の件数（38 件）より減少（27 件）したものの、その原因分析を行ったところ、業務が著しく特殊なため事業者の施工能力が不足していると考えられるもの 20 件、仕様に求められる施工能力を満たしているものの事業者側の経営的判断等により不参加となったと考えられるもの 9 件、事業者への業務内容の理解促進の取組が不足していたと考えられるもの 6 件など複数の要因により一者応札となっていることが確認できた。また、大半の案件が業務の特殊性により必要となる技術者が不足している等の理由により、やむを得なく一者応札となっている状況についても確認された。

#### 【環境省】

- 一者応札の改善について、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。取組の結果、前年度一者応札であった案件で、複数者が入札に参加した案件が 32 件あった。

**【防衛省】**

- 会計課内に適正な執行のための部内検討グループを設置し、企画競争案件や公募案件に関する競争性の確保等について精査した上で調達を実施している。
- 入札公告期間の拡大、入札参加資格の見直し、複数品目（同等品可）の仕様書への明記等の一者応札改善のための各種取組を実施している。
- 防衛装備品等の調達において、一定の条件を満たした場合、所定の期間中に行う契約を随意契約化できる枠組みを構築するための新制度を平成 25 年 10 月から導入した。

### 3. 汎用的な物品・役務の調達改善

<p><b>【内閣官房・内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成 25 年度上半期に 14 件の共同調達を幹事官庁として実施した。</li><li>○ 消耗品の共同調達については、規格の調整、納入予定回数の明記について仕様書の見直しを実施した。</li></ul>
<p><b>【内閣法制局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成 24 年度に引き続き内閣府の共同調達に参加した。</li></ul>
<p><b>【宮内庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務用消耗品（文房具等）について、調達数量等の調達内容を精査した結果、平成 25 年度上半期において前年度同期比で約 17%（21 万円）削減となった。</li><li>○ 共同調達について、平成 25 年度上半期において、新規対象品目としてプリンター及び F A X 用トナーカートリッジを追加したが、調達単価が前年度比で 44% 増加した。単価上昇の理由を分析し、次年度も共同調達の対象とするか判断する。</li></ul>
<p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 法務省と共同調達を実施した。新規対象品目として書籍 3 種類及び役務 4 種類を追加した。役務のうちの 1 つ、自動車運行管理業務については前年度の単価と比べ 18.8% の削減効果があった。</li><li>○ 地方事務所 2 箇所において共同調達を実施する品目を各 1 品目追加した。</li></ul>
<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国交省、総務省と共同調達を実施した。事務用消耗品等の対象品目に非常食の購入を追加し、物品 7 品目、役務 4 品目となった。また、比較可能な 3 品目について平成 25 年度上半期の実績と前年度単価×平成 25 年度上半期の実績数量を比較をした結果、0.5% の削減効果があった。</li><li>○ 全国の地方機関 66 部局のうち、平成 24 年度においては 23 部局で共同調達を実施していたが平成 25 年度には 28 部局に増加した。</li><li>○ D N A 試薬の調達については、これまで全国の部局に予算を配賦してそれぞれ契約を行っていたが、警察庁、警視庁及び関東管内各県警察分を一括調達した。D N A 試薬については、輸入に頼らざるを得ないことから、為替レートの影響で単価は上がった。</li></ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 文部科学省等と 16 件の共同調達を実施した。そのうち文具、O A 用品、雑貨等の事務用消耗品（定期消耗品）については、背幅伸縮ファイル、付箋紙等の 9 品目を追加した。</li></ul>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 内閣府、内閣官房、内閣法制局、宮内庁及び復興庁と 10 件の共同調達を実施した（前年度より 1 件増加）。</li></ul>

<p><b>【復興庁】</b></p> <p>○ 庁費関係のうち汎用的な物品・役務の調達について、内閣府が幹事の共同調達に参加しており、更に地方も含めた一括調達を行っている。</p>
<p><b>【総務省】</b></p> <p>○ 国土交通省及び警察庁と本府省間で共同調達を3品目追加し、平成25年度から対象品目に災害備蓄用品、蛍光灯、トイレトペーパーを追加した。また、調達回数を減らすことで、事務経費の削減につなげる取組も実施している。</p>
<p><b>【法務省】</b></p> <p>○ 本府省間での共同調達については、取扱品目を4品目拡大し、公正取引委員会等と14品目（事務用消耗品、速記録作成業務、自動車運行管理業務等）を実施した。共同調達によるスケールメリットの効果は見られるものの、原燃料価格高騰等の他動的要因に影響される案件も認められた。</p> <p>○ 一括調達について、東京高等検察庁等と3品目（ファクシミリトナー、健康診断業務、機密文書の収集・運搬及び溶解処理業務）を実施した。一括調達によるスケールメリットの効果は見られるものの、原燃料価格高騰等の他動的要因に影響される案件も認められた。</p> <p>○ 競り下げについては、2件実施した。</p>
<p><b>【外務省】</b></p> <p>○ 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、インターネット環境及び事務の効率化を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料が平成23年度比で約66%、約9500万円を削減した。</p>
<p><b>【財務省】</b></p> <p>○ 本府省間等での共同調達については、紙類、清掃用消耗品、事務用消耗品、OA機器用消耗品、クリーニング、非常用備蓄品及び配送業務等に加え、平成25年度から官用車用のタイヤの購入、官用車の車検及び定期点検業務、官庁名入封筒の製造業務、簡易試薬及び安全靴を追加した。</p> <p>○ 一連の調達において業務内容ごとに分離可能なものについて発注単位の見直しを実施した。取組の結果、会議運営業務について、従来は印刷業務や移動車両の借上げ等の複合する業務を一式として調達していたが、各業務を合理的に分離し、各専門業者と契約を行った結果、一式で調達した場合よりも約85万円安価に調達できた。</p>
<p><b>【文部科学省】</b></p> <p>○ 庁費類の調達の見直しの取組として、共同調達の取扱品目を14類型に拡大する目標に対し、11類型について実施している。また、競り下げについては、30件を実施する目標に対し、8件実施した。新規に競り下げを実施した案件の削減率は対前年度比で0.7%減となった。</p>

#### 【厚生労働省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、新規にコピー用紙の共同調達を人事院と実施することにより、前年度7品目から8品目へと取扱品目が拡大した。
- 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、都道府県労働局が一括調達を実施し、地方支分部局における調達事務の軽減につながる効果を得た。
- 競り下げについては、平成25年度下半期に8件実施予定である。

#### 【農林水産省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、昨年度同様9品目を取り扱った。
- 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、農政局等が調達幹事となり、地方ブロック単位又は県単位で遠隔地や離島など共同調達の実施が困難な4機関を除く地方機関で実施し、複数の支出負担行為担当官の契約案件を集約することにより、契約事務手続が簡素化される効果が生じた。
- 競り下げについては、平成25年度上半期に3件実施し、下半期に9件実施予定である。

#### 【経済産業省】

- 自動車運行管理業務について、直近2年のうちに同様の業務経験実績があることという条件を直近6年のうちに拡大、運転手は10年以上の自動車運転歴があることという条件を削除することで応札者数が2者から3者に増加した。
- 庁舎管理に係る各種業務について、公共サービス改革法に基づき国庫債務負担行為を活用した複数年（平成23年度からの3年間）の一括調達を実施したところ、点検保守等の内容によって業務範囲が毎年変動するため、単純比較は困難であるが、約1400万円/年の減額となっている。また、官民競争入札等監視委員会において、サービスの質の確保、実施経費の削減等がなされていることから、良好な実施状況であると評価されている。
- 地方支分部局での共同調達については、今まで未実施であった電力・ガス事業北陸支局が実施したことで、地方支分部局は全て実施していることとなり、共同調達相手方官署数の総数が48官署から53官署、共同調達品目の総数が32品目から39品目に拡大した。
- 競り下げについては、平成25年度上半期に1件実施し、下半期にも実施予定である。

#### 【国土交通省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、本省では6件以上の実施、1以上の地方支分部局での実施を目標に設定し、本省では9件実施し、地方支分部局は中部地方整備局で実施した。
- プリンター等の出力機器等を集約化するMPS（マネージ・プリント・サービス）業務に係る契約件数を平成24年度比で増加させた。

**【環境省】**

- 事務用消耗品等の購入については、平成 24 年度は 198 品目だった対象品目を平成 25 年度上半期では、6 品目を追加して、204 品目について共同調達を実施した。新たに追加した品目については、単価ベースで、前年度比 39%程度の削減ができた。
- 役務については、平成 25 年度は、64 件について他省庁との共同調達を実施した。また、2 件について外局・施設等機関との共同調達を実施した。取組の結果、前年度までの効果を維持することができた。

**【防衛省】**

- 市ヶ谷地区に所在する内部部局などの複数の会計機関で一括調達を実施し、事務用消耗品等の単価削減により、定価との比較で 25.0%~52.4%に単価が削減された。

#### 4. その他の調達改善

<p><b>【内閣官房・内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 復興庁及び消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修において調達アドバイザーの特別講演を実施した。</li><li>○ 国庫債務負担行為を活用する取組として、システム関係経費について、平成 25 年度上半期において 4 件の複数年契約を導入した。取組の結果、全く同じ仕様ではないため正確な比較は行えないが廉価で効率よい案件があった。</li></ul>
<p><b>【内閣法制局】</b> (記載なし。)</p>
<p><b>【宮内庁】</b> (記載なし。)</p>
<p><b>【公正取引委員会】</b> (記載なし。)</p>
<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察庁独自の研修のほか、他省庁主催の研修にも積極的に職員を参加させた（財務省主催 3 研修、防衛省主催 1 研修、警察庁主催 6 研修）。</li></ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政府調達案件について、総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、CIO 補佐官等（外部有識者）を交えて審議を行い、計画的・効率的な調達を実施した。上半期においては 2 回開催し、8 件の調達予定案件について審議を行い、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針・随意契約理由等の適切性を確認できた。</li><li>○ 政府調達案件を含む全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、各局総務課長等が検証を行い、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針・随意契約理由等の適切性を確認できた。</li></ul>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 内閣府における会計実務研修に参加した。</li></ul>
<p><b>【復興庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 内閣府主催の会計担当者研修に参加するなど職員のスキルアップに努めた。</li></ul>
<p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 SDR 以上）については CIO 補佐官への相談を徹底した。相談結果を決裁文書に添付し、調達仕様書に相談結果が反映されていることを決裁者が確認できるようにしている。</li><li>○ 研究開発に係る委託について、見積りの適正性や証拠書類の精査等のチェックの徹底に加え、契約金額の大きな案件では監査法人による精算金額のチェックを実施してい</li></ul>



る。

- 複数年度契約による調達コスト低減が期待できる案件を洗い出し、国庫債務負担行為の活用の事務連絡を行い、平成 26 年度概算要求にて新規案件で 8 件を要求した。

#### 【法務省】

- 情報システム案件について、CIO補佐官の助言を受けて、仕様の見直しなどを実施した上、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 19 件締結した。契約を締結した 19 件のうち、情報システム機器賃貸借のリプレイス案件（1 件）では、月額 30944 千円（約 40%）の経費が削減された。

#### 【外務省】

- 情報システム関係について、外務省統合Web環境の平成 25 年度からのシステム更改において、CIO補佐官の助言等を活用し、前年度まで 19 件であった契約を 4 件に見直し、複数年による一般競争入札及び企画競争によって調達した。
- 年度ごとに契約していた「旅券交付窓口端末の賃貸借」において、国庫債務負担行為による複数年契約を活用した一般競争入札を実施した結果、賃貸借経費について過去の実績と比較して約 66%、約 1 億 9300 万円を削減した。

#### 【財務省】

- 財務本省において、情報システムの専門知識を有する契約専門官による予定価格のチェック、情報システム調達のコストの妥当性の検証を情報システム調達案件全件において実施し、適切な予定価格の積算が確保された。また、CIO補佐官がシステムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものになっているのかについて情報システム調達案件 29 件において審査を実施し、システムの目的・使途と仕様書の整合性が図られた。
- 財務本省において、情報システムの調達を担当する会計課職員向けに、契約専門官による情報システム調達に係る研修を上半期において 5 回実施した。

#### 【文部科学省】

- 全体の調達額の約 5 割を占める教育、研究開発等の委託契約について、外部有識者で構成する審査委員会が、一般競争入札案件（総合評価）12 件、随意契約案件（企画競争）52 件を審査したことにより、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。
- 国庫債務負担行為の活用の取組として、電子計算機等の借入れ案件 3 件、6.2 億円について国庫債務負担行為による予算要求を行った。

#### 【厚生労働省】

- 情報システムの個別案件の調達手続について、事前審査前にCIO補佐官の助言を受けている。また、情報システムの調達案件の政府調達事例データベースへの登録について、平成 25 年度 9 月現在で 280 件行った。
- 職員の調達スキル向上の取組として、23 地方施設等機関の調達担当職員に対して調達に係る個別指導を行うための専門職員 2 名を配置し、717 件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や、予定価格の妥当性などについて指導を行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国庫債務負担行為を活用する取組として、前年度の公共調達委員会において国庫債務負担行為の活用に関する指摘のあった9件全てについて、国庫債務負担行為の措置を施すこととした。また、次年度以降に該当する5件の予算要求を行っている。</li> <li>○ その他の取組として、遊休資産の売却等を実施し、財務省へ引継ぎや売却、所管換の対応を行った。</li> </ul>
<p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報システムの調達に関する取組としては、10万SDR以上の案件を対象に、CIO補佐官の助言を得て仕様書等の見直しを実施したところ、20件の助言があり、発注手続前に仕様書を見直すなど改善対応ができた。</li> <li>○ 総合評価落札方式を活用する取組として、コンピュータ製品、公共工事、調査、研究開発、広報業務等の省全体での調達案件213件を総合評価落札方式で実施した。また、本省における調査、研究開発、広報業務の新規発注案件（148件）については、大臣官房経理課にて仕様書の内容を確認するなど事前審査を実施した。</li> <li>○ 国庫債務負担行為を活用する取組として、主に複合機やパソコンなどの購入に当たり、平成25年度に省全体で115件（契約金額約604億円）の国庫債務負担行為を活用した。平成26年度案件については119件の予算要求を行った。</li> </ul>
<p><b>【経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報システム関係について、予定価格が80万SDR以上となる案件では、CIO補佐官の助言を得て手続を進めるなど、平成25年度上半期では4案件にて情報システムに係る民間ノウハウ・知見を反映させている。また、基盤情報システムでは、平成25年2月に新システムの運用を開始したが、次期基盤情報システムの仕様検討に向けて、基盤情報システムWGを設置し、今までより一層的確に職員のニーズを反映したシステムの実現を目指した検討を行っている。</li> <li>○ 会計業務・予算執行担当の職員の育成等について、各種例規・マニュアル等を省内イントラネットに掲載するとともに、委託費及び補助金等の進行に関する研修を2回実施した。下半期には地方経済産業局（9箇所）の予算執行職員等に同様の研修を実施し、さらに、eラーニング環境を構築する予定である。</li> </ul>
<p><b>【国土交通省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共工事の総合評価落札方式に関する取組として、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと、技術提案を評価するタイプに二極化するなどの総合評価方式の改善案を、8地方整備局等で本格運用を開始した。競争参加者・発注者の双方において、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認した。</li> </ul>

**【環境省】**

- 情報システムの開発、調達に当たっては、その調達に係る仕様書や費用が適切であるか等について、外部有識者であるCIO補佐官が確認している。平成25年度上半期の情報システムの開発、調達に関するCIO補佐官のヒアリングは25件で実施しており、競争性の確保がされるよう、仕様書の記載を詳細にする、運用手順書の作成を義務付ける等を行った。

**【防衛省】**

- 航空機のエンジン改修用部品といった自衛隊の装備品について、複数年分の調達を単年度にまとめて調達する集中調達を実施し、経費削減効果として11億円を見込んでいる（第3四半期以降に契約する予定である。）。
- 平成26年度概算要求に誘導弾等の集中調達、救難艦の建造にて民生品を活用した調達、輸送機等の定期整備間隔等の延伸を反映することで、経費削減に努めている。

国の調達に係る契約金額(平成24年度)

(単位:億円)

合計 73,673	公共工事等 28,463	物品役務等 45,209
国土交通省 26,250	22,939	3,310
防衛省 25,485	1,642	23,843
農林水産省 5,777	2,156	3,621
厚生労働省 3,309	57	3,252
経済産業省 2,504		2,504
法務省 1,598	119	1,479
財務省 1,583	109	1,474
環境省 1,463	656	807
文部科学省 1,459	8	1,451
内閣府・内閣官房 1,222	525	697
	総務省 1,161 警察庁 907 外務省 423	最高裁判所 236 国会事務局 96 国立国会図書館 50
	宮内庁 45 金融庁 37 会計検査院 20	人事院 15 消費者庁 13 復興庁 13
		公正取引委員会 3 内閣法制局 3

注 金額は、平成24年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)

国の調達に係る契約種別の全体像

(単位：件、億円)

府省庁名	競争契約				随意契約										合計				
	件数		金額		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額	
	件数	割合	金額	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額				
					割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
内閣官房・内閣府	(平成24年度)	1,458	62%	673	55%	898	38%	549	45%	262	11%	222	18%	636	27%	327	27%	2,356	1,222
	(平成18年度)	1,106	40%	614	46%	1,674	60%	716	54%	585	21%	160	12%	1,089	39%	557	42%	2,780	1,330
内閣法制局	(平成24年度)	12	67%	3	91%	6	33%	0	9%	6	33%	0	9%	0	0%	0	0%	18	3
	(平成18年度)	9	35%	0	0%	17	65%	1	100%	0	0%	0	0%	17	65%	1	100%	26	1
宮内庁	(平成24年度)	223	61%	29	65%	143	39%	16	35%	50	14%	7	15%	93	25%	9	20%	366	45
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成24年度)	38	63%	1	50%	22	37%	1	50%	4	7%	0	10%	18	30%	1	40%	60	3
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成24年度)	1,939	65%	685	75%	1,046	35%	223	25%	515	17%	142	16%	531	18%	80	9%	2,985	907
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
金融庁	(平成24年度)	109	52%	10	28%	102	48%	27	72%	57	27%	23	63%	45	21%	3	9%	211	37
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成24年度)	59	73%	5	36%	22	27%	8	64%	7	9%	1	11%	15	19%	7	53%	81	13
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成24年度)	46	55%	4	32%	38	45%	9	68%	3	4%	0	3%	35	42%	8	65%	84	13
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成24年度)	816	47%	666	57%	911	53%	496	43%	733	42%	454	39%	178	10%	42	4%	1,727	1,161
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成24年度)	5,159	77%	1,289	81%	1,566	23%	310	19%	284	4%	61	4%	1,282	19%	248	16%	6,725	1,599
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成24年度)	461	38%	127	30%	751	62%	297	70%	316	26%	66	16%	435	36%	230	54%	1,212	423
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成24年度)	4,225	62%	932	59%	2,572	38%	651	41%	1,699	25%	201	13%	873	13%	450	28%	6,797	1,583
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(平成24年度)	514	15%	196	13%	2,994	85%	1,264	87%	2,439	70%	771	53%	555	16%	492	34%	3,508	1,459
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成24年度)	3,902	53%	1,583	48%	3,438	47%	1,725	52%	1,076	15%	319	10%	2,362	32%	1,406	42%	7,340	3,309
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成24年度)	11,230	83%	5,386	93%	2,327	17%	392	7%	992	7%	234	4%	1,335	10%	157	3%	13,557	5,777
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成24年度)	1,263	48%	655	26%	1,347	52%	1,849	74%	920	35%	1,592	64%	427	16%	257	10%	2,610	2,504
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成24年度)	36,317	78%	23,676	90%	10,426	22%	2,574	10%	5,600	12%	1,327	5%	4,826	10%	1,247	5%	46,743	26,250
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成24年度)	1,321	53%	918	63%	1,180	47%	545	37%	655	26%	445	30%	525	21%	100	7%	2,501	1,463
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成24年度)	18,747	43%	5,223	20%	24,637	57%	20,262	80%	16,876	39%	11,881	47%	7,761	18%	8,381	33%	43,384	25,485
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他	(平成24年度)	1,722	59%	250	60%	1,208	41%	166	40%	221	8%	44	10%	987	34%	123	29%	2,930	417
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成24年度)	89,561	62%	42,310	57%	55,634	38%	31,363	43%	32,715	23%	17,792	24%	22,919	16%	13,572	18%	145,195	73,673
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ」及び内閣官房調査

注1 件数及び金額は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。

注2 「その他」：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

国の調達に係る応札状況の全体像

(単位：件)

府省庁名	一般競争契約			1者割合	指名競争契約			1者割合	企画競争を実施			1者割合	公募を実施			1者割合	
	1者	2者以上	合計		1者	2者以上	合計		1者以下	2者以上	合計		1者以下	2者以上	合計		
内閣官房・内閣府	(平成24年度)	395	832	1,227	32%	21	210	231	9%	91	26	117	78%	96	16	112	86%
	(平成19年度)	400	856	1,256	32%	14	214	228	6%	111	223	334	33%	199	34	233	85%
内閣法制局	(平成24年度)	5	7	12	42%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	5	1	6	83%
	(平成19年度)	7	13	20	35%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	5	2	7	71%
宮内庁	(平成24年度)	21	107	128	16%	0	95	95	0%	0	1	1	0%	21	2	23	91%
	(平成19年度)	14	36	50	28%	0	189	189	0%	0	1	1	0%	1	1	2	50%
公正取引委員会	(平成24年度)	11	27	38	29%	0	0	0	0%	0	2	2	0%	0	2	2	0%
	(平成19年度)	21	41	62	34%	0	0	0	0%	0	3	3	0%	0	0	0	0%
警察庁	(平成24年度)	425	1,369	1,794	24%	1	144	145	1%	1	6	7	14%	383	2	385	99%
	(平成19年度)	382	921	1,303	29%	0	103	103	0%	5	33	38	13%	48	0	48	100%
金融庁	(平成24年度)	41	68	109	38%	0	0	0	0%	2	6	8	25%	36	10	46	78%
	(平成19年度)	39	78	117	33%	0	0	0	0%	12	27	39	31%	35	12	47	74%
消費者庁	(平成24年度)	22	37	59	37%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	4	0	4	100%
	(平成19年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成24年度)	10	36	46	22%	0	0	0	0%	0	1	1	0%	0	2	2	0%
	(平成19年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成24年度)	212	604	816	26%	0	0	0	0%	28	502	530	5%	203	0	203	100%
	(平成19年度)	672	444	1,116	60%	0	0	0	0%	66	552	618	11%	98	0	98	100%
法務省	(平成24年度)	812	4,321	5,133	16%	0	26	26	0%	10	7	17	59%	51	21	72	71%
	(平成19年度)	1,362	2,931	4,293	32%	2	447	449	0%	23	13	36	64%	51	11	62	82%
外務省	(平成24年度)	59	358	417	14%	0	44	44	0%	39	174	213	18%	95	2	97	98%
	(平成19年度)	100	213	313	32%	0	21	21	0%	59	104	163	36%	29	18	47	62%
財務省	(平成24年度)	694	3,531	4,225	16%	0	0	0	0%	5	29	34	15%	376	1,069	1,445	26%
	(平成19年度)	1,425	3,909	5,334	27%	0	0	0	0%	12	112	124	10%	369	287	656	56%
文部科学省	(平成24年度)	240	274	514	47%	0	0	0	0%	155	2,172	2,327	7%	41	57	98	42%
	(平成19年度)	277	284	561	49%	0	0	0	0%	91	4,501	4,592	2%	30	9	39	77%
厚生労働省	(平成24年度)	1,008	2,894	3,902	26%	0	0	0	0%	533	208	741	72%	206	18	224	92%
	(平成19年度)	1,949	4,480	6,429	30%	2	278	280	1%	745	221	966	77%	552	1,877	2,429	23%
農林水産省	(平成24年度)	2,014	7,766	9,780	21%	3	1,447	1,450	0%	116	437	553	21%	42	259	301	14%
	(平成19年度)	2,021	4,437	6,458	31%	304	4,886	5,190	6%	629	664	1,293	49%	176	161	337	52%
経済産業省	(平成24年度)	510	753	1,263	40%	0	0	0	0%	156	651	807	19%	16	56	72	22%
	(平成19年度)	931	885	1,816	51%	0	2	2	0%	193	949	1,142	17%	6	3	9	67%
国土交通省	(平成24年度)	8,800	18,719	27,519	32%	42	8,756	8,798	0%	2,047	2,770	4,817	42%	348	317	665	52%
	(平成19年度)	8,938	16,697	25,635	35%	29	13,665	13,694	0%	1,870	4,870	6,740	28%	4,007	23	4,030	99%
環境省	(平成24年度)	612	648	1,260	49%	20	41	61	33%	84	99	183	46%	60	374	434	14%
	(平成19年度)	366	462	828	44%	5	147	152	3%	204	370	574	36%	63	0	63	100%
防衛省	(平成24年度)	4,609	13,394	18,003	26%	4	740	744	1%	858	60	918	93%	11,215	463	11,678	96%
	(平成19年度)	5,433	11,329	16,762	32%	64	2,475	2,539	3%	1,960	67	2,027	97%	10,542	196	10,738	98%
その他	(平成24年度)	359	1,346	1,705	21%	0	17	17	0%	6	24	30	20%	43	13	56	77%
	(平成19年度)	424	1,337	1,761	24%	0	155	155	0%	12	23	35	34%	34	5	39	87%
合計	(平成24年度)	20,859	57,091	77,950	27%	91	11,520	11,611	1%	4,131	7,175	11,306	37%	13,241	2,684	15,925	83%
	(平成19年度)	24,761	49,353	74,114	33%	420	22,582	23,002	2%	5,992	12,733	18,725	32%	16,245	2,639	18,884	86%

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ」及び内閣官房調査

注1 件数は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。

注2 「その他」：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

霞が関周辺に所在する府省庁における共同調達実施状況(平成25年度7月現在)

(単位:千円)

調達グループ 調達品目		警察庁・総務省・ 国土交通省 (合同庁舎2号館、 3号館)	人事院・厚生労働省・ 環境省 (合同庁舎5号館)	法務省・ 公正取引委員会 (合同庁舎6号館)	金融庁・ 文部科学省・ 会計検査院 (合同庁舎7号館)	内閣府 (内閣法制局含む)・ 宮内庁・消費者庁・ 復興庁	外務省・財務省・ 経済産業省・ 農林水産省
物品	事務用消耗品	62,055	44,654	42,651	46,456	40,425	95,969
	紙類 (コピー用紙除)	2,331					4,025
	OA機器消耗品	4,186					2,668
	清掃用消耗品	3,804			8,233		1,250
	蛍光灯	● 2,121			施設管理(PFI) に含む	828	435
	書籍			20,695			
	トナー			37,466	75,245	79,146	
	コピー用紙		● 63,032	40,335	70,460	54,480	
	ガソリン		8,315	13,795	7,307	15,704	
	トイレトペーパー	● 6,882	3,697	清掃用消耗品 に含む	施設管理(PFI) に含む	942	6,659
防災用品	● 35,818						
役務	速記	31,355		● 13,406	49,718	67,637	
	新聞切抜		5,229			6,017	
	配送		11,588	7,120	11,785	11,093	15,390
	クリーニング	2,645	1,263	1,914		1,358	3,539
	健康診断					11,525	
その他			● 23,228		● 2,119		
25年度(7月時点)合計							
	1,192,136	151,197	137,777	208,843	264,888	291,275	138,156
24年度合計							
	1,153,740	122,348	71,994	184,876	295,053	309,169	170,300
23年度合計							
	719,119	79,370	70,184	162,139	188,244	53,982	165,200

注1.「●」は、平成25年度から新たに共同調達を実施した品目である。

注2.「数字」は、契約金額(単価契約については予定数量ベース)である。

注3.「その他」は、自動車運行管理、車検、製本(以上合同庁舎6号館グループ)、電動自転車賃貸借(内閣府グループ)である。

## 「平成 25 年度上半期調達改善の取組に関する点検作業」における 歳出改革ワーキンググループ委員からの主な意見

開催日時：平成 25 年 12 月 18 日（水）14:00～15:30

開催場所：中央合同庁舎第 4 号館 804 会議室

委員：秋池玲子委員、有川博委員、石堂正信委員

「平成 25 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果」を取りまとめるに当たり、歳出改革ワーキンググループ委員に参画いただき、点検作業を実施した。点検作業において各委員から頂いた御意見は取りまとめ報告書に反映するとともに、その他主な御意見として次のようなものがあった。

### 1. 自己評価の実施状況について

- この数年で解りやすい形で評価が実施されてきており、いろいろなことが「見える化」してきた。外部からの視線にさらされ、事実が見えることによって、規律が働くというところに近づいているのだと思う。

### 2. 調達改善の実施状況について

- 現状は、各府省庁に任せた取組としては相当進んできていて、あとはトップのコミットメントでコスト削減をやるという段階に近づいてきているのではないか。
- 調達改善計画に記載されている主な取組は、いずれも外圧により行われてきた。外圧がないと新たな取組が膨らまない状態では、改善が乏しい PDCA サイクルとなってしまうので、各府省庁は、自ら問題を見つけ、それを調達改善計画に反映し、実施していくべき。
- 一者応札の要因毎に類型化を図ることにより、この案件は随意契約が適切であるということが浮かび上がるかもしれない。また、一者応札となっている案件を随意契約に戻した場合でも、競争環境を整えば、再度競争入札を行うことや、業者からの提案や意見を求めているということを発信し、それを受け付ける仕組みがあるとよいと思う。
- 共同調達については、各府省庁レベルで努力すればいいという段階から抜け出し、横断的な取組を検討し直さなければいけない段階に来ているのではないか。
- 共同調達の拡大は、競争参加者の確保と相対する関係にある。取組の見直しは絶えず必要ではあるが、更に拡大していくべきか検討が必要である。



### 3. その他

- 昨年度や今年度の会計検査報告の指摘を見ても、コスト分析及びデータ分析が出来ていないため、不正が生じていると考えられるものがある。コスト分析をしないと業者に騙される可能性があるため、コスト分析、コストデータベース化に向けた取組を進められればよいと思う。
- 総合評価方式については、ルールの透明性・明確化・モニタリングが十分ではないと思われ、主観を少なくするためのルールの策定や、第三者の関与、業者からの意見やクレームを受け付ける体制などを構築する必要があると考える。まずは、各府省庁の実態把握から行ってはどうか。

以上